

農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業実施要綱

制 定 27 政 第 398 号
平 成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

担い手の高齢化・減少、人手不足等が深刻化している中、省力化など生産性の飛躍的な向上を図り、我が国の農林水産業及び食品産業の成長産業化を促進するためには、ロボット技術や ICT の活用が急務となっている。

このような中、「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日 日本経済再生本部決定）では、農林水産業・食品産業分野をロボット技術の導入を推進すべき分野として位置付け、生産現場への導入促進に向けたアクションプランを定めたところである。

一方で、企業でのロボット技術の開発・実証が進展する中で、将来の農林水産分野におけるロボットの普及拡大に向けて、更なる安全性確保に向けたルールづくり等のロボット導入のための環境整備を進めることが必要となっている。

第2 事業の内容

本事業は、農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれを踏まえた安全確保策のルールづくり等の取組を支援するものである。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、消費・安全局長及び生産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定める要件を全て満たす者とする。

第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、事業の開始前に、第5に定める事業実施計画において当該事業の成果目標を定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し必要な事項は、消費・安全局長等が別に定める。

第5 事業実施計画の作成等

- 1 事業実施主体は、成果目標の実現を図るため、消費・安全局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、消費・安全局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更は、消費・安全局長等が別に定めるところによるものとし、その手続は1に準じて行うものとする。

第6 事業の報告及び評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、消費・安全局長等が別に定めるところにより、自ら評価を行い、消費・安全局長等に報告するものとする。
- 2 消費・安全局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、評価に当

たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。

- 3 消費・安全局長等は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第7 推進指導

消費・安全局長等は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農林漁業者団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な普及活動や資機材の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、消費・安全局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。